

1

仙台市食育推進計画〔第2期〕後期計画策定の経緯と趣旨

平成17年6月に「食育基本法」が制定され、仙台市では、地域特性を活かした食育の取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成19年3月に「仙台市食育推進計画」を策定、さらに、その間把握した課題、社会情勢や環境の変化をふまえて、平成23年3月に「仙台市食育推進計画〔第2期〕」を策定しました。

第2期計画では、「食べる力をみんなでアップ!～みんなでおいしく楽しく食べよう～」を基本目標に、市民と様々な関係機関、行政が、それぞれの特徴を活かし連携・協働しながら取り組みを推進してきました。

中間年である平成29年度にこれまでの取り組みの評価と課題の把握を行い、これからの社会情勢や環境の変化、国の食育施策の動向をふまえ、平成30年度から平成34年度までの今後5年間において重点的に取り組む施策を明確にするため、「仙台市食育推進計画〔第2期〕後期計画」を策定しました。

食育とは…

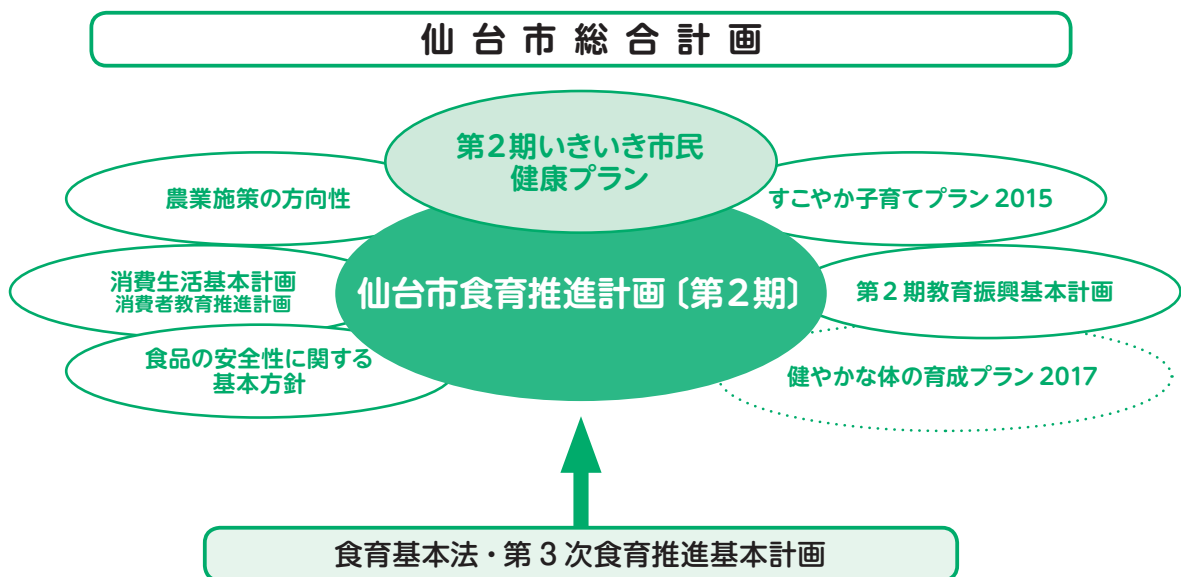
「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」であり「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」（食育基本法前文）こととされています。

2

計画の位置付け

この計画は、「食育基本法」に基づく本市の食育推進計画として位置づけられるものです。

また、後期計画も引き続き、「仙台市総合計画」を上位計画とし、食育を市民運動として推進するための行動計画として、「いきいき市民健康プラン」をはじめとする本市の各種個別計画との連携を図りながら、食育の取り組みを効果的に推進していきます。



《「地域の農林水産物の利用促進についての計画（促進計画）」としての位置づけ》

国の「地域資源を活用した農林漁業者による新事業の創出等および地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」（平成 22 年 12 月公布）では、地方自治体が地域の地産地消の施策の推進を図るための計画（「地域の農林水産物の利用促進についての計画（促進計画）」）を定めることを推奨しています。

本市では、地産地消施策について「仙台市食育推進計画〔第 2 期〕」が国の推奨方針に合致することから、本計画を「促進計画」として位置づけています。

3 計画期間

「仙台市食育推進計画〔第 2 期〕」は、本市の健康増進計画である「第 2 期いきいき市民健康プラン」との整合性を図り、当初は平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の計画期間としていました。

平成 25 年度に、国の「健康日本 21（第二次）」に合わせて「第 2 期いきいき市民健康プラン」の計画期間を延長したことから、「仙台市食育推進計画〔第 2 期〕」についても同様に、目標年を平成 34 年度としました。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
進捗	計画スタート		◀ 前期計画 ▶				中間評価		◀ 後期計画 ▶				目標年
						各種調査 実態把握	後期計画 策定				各種調査 実態把握	次期計画 策定	

4 計画の推進体制

● 推進体制

仙台市食育推進会議を構成する各主体を中心とした関係機関と市の関係部局が、それぞれの特徴を活かし、互いに連携・協力をしながら積極的に計画を推進し、また、市はこれらの取り組みを総合調整します。

● 進捗管理

仙台市食育推進会議において協議を行いながら、年度ごとに進捗状況を把握・評価し、その結果を公表するとともに、事業に反映させます。

《仙台市食育推進会議》

保育・教育関係者、保健・医療関係者、生産者、食品関連事業者、消費者団体、NPO、市民、行政等、食に関わる様々な主体で構成する会議です。この会議において計画の策定や施策に関する審議を行うほか、計画の進捗状況の把握・評価を行います。また、各主体同士が、市民の意見を反映しながら幅広く協議・連携し、市民運動として食育を推進します。